

桐生市議会 教育民生委員会 行政視察報告書

視察都市 福岡県那珂川市（人口 49,572 人 令和 6 年 2 月 29 日現在）

視察日時 令和 6 年 5 月 16 日（木）
午前 10 時 00 分 ～ 午前 11 時 30 分

視察項目 ・ 那珂川市子どもの権利条例について

◎視察概要

（１）説明要旨

挨拶：議長 高原 隆則 様

同席 副議長 江頭 大助 様 議員 臂 英治 様 國廣 政則 様

説明：健康福祉部 こども応援課 課長 荒木 俊幸 様

■那珂川市こどもの権利条例策定の経緯

平成 23 年 4 月施行の那珂川市まちづくり住民参画条例に基づき、住民と市の協働によるまちづくりを促進するため、平成 31 年 2 月に市民からの政策提案としてこどもの権利条例が提案された。

参画の方法としては①審議会の設立、②住民説明会、③ワークショップ、④パブリックコメント、⑤住民政策提案がなされた。

市民からの政策提案理由として

「子どもの貧困、虐待やいじめ認知件数の増加などの報道により、子どもたちが置かれている状況に危機感を覚えた。子どもは成長の過程で周囲の大人の支援を受けながら成長してゆくもの。大人がすべきことは、子どもの存在を認め、受け入れ、寄り添い、子どもの側に立って子ども自身を理解しようとする。このことを市民の共通認識にしなければならない。」としている。

この提案がなされてから令和元年度には市長と提案者との懇談会を開催、9 月議会で審議会設置条例の可決、12 月の審議会諮問とこどもワークショップの開催を行った。審議会では有識者として筑波女学園大学会長、住民政策提案者、

こども NPO センター福岡、人権擁護委員会、民生委員児童連絡協議会からの選任がなされた。ワークショップでは地元の女子高生などとの懇談が行われた。令和 3 年度には審議会が 4 回行われ 11 月月にはパブリックコメント、1 月に素案策定、2 月に議会に提出全員賛成の可決を得て令和 3 年 4 月 1 日に施行された。

市民への周知方法として

- ・パンフレット配布

【大人用】保護者、幼保小中校の教職員、および市民（全戸配布）

【子ども用】小中学生

- ・市報掲載、ホームページ、子育てハンドブックへの掲載、ふれあいこども館恵子児童館へのパンフレット設置、まちづくり出前講座への登録、小学校 6 年生のカリキュラムへの取組、中学校での公開授業、自治会説明会の実施などが行われた。

こどもの権利の促進、保護については

市こども家庭総合支援拠点にこども総合相談窓口を設置、家庭児童相談室と連携し、こどもの権利救済委員会に助言・調整を行い、救済の申し立てから審議、調査・調整・勧告、要請まで委員会にて行う。またその過程で他機関（SSW、民生委員、警察、児童相談所）などとも相談・連携を行う。

（2）主な質疑応答

【事前質問】

Q：第 18 条で規定されている子育て家庭への支援はどのように行われているか？

A：ふれあいこども館を児童館、地域子育て支援拠点として運営している。プレパパママ講座や学習室開放などして年間 4 万人程度利用している。その他ファミリーサポートセンターなどの運営も行っている。

Q：こどもの権利救済委員会の開催頻度とその報酬は？

A：定例会議年 1 回 委員報酬 ￥4,100 円 費用弁償 ￥1,700 円 申し立て時は別途支給するが今までの所申し立てはない。

Q：法的拘束力のない是正措置「勧告または要請」に対しどのようにその実効性を担保しているか？

A：こどもの権利に関して執権を有する救済委員会の判断と救済委員会に対する市民等の信頼により担保される。

【現場での質疑】

Q：条例策定の際参考にした他自治体はあるか？

A：国際条約や憲法を参考にした

Q：こども達の意見をどうフィードバックしているか？

A：今後の課題である

Q：素案と条例案はどのくらい変化したか？また教育委員会との連携はどのようなおこなったか？

A：今比較資料がないのではっきりとは申し上げられないが、おおむね要請を受けて東京が策定した。また、教育委員会とは庁内ワーキンググループで連携し、第10条にその内容が包括されている。

Q：こどもの義務と権利の明確化はされているか？

A：第4条に規定されている自分の権利の保障と他者への権利の保障が義務と権利を明確化していると考ええる。

（3）参考となる点及び課題

那珂川市こども権利条例はその理念的部分と家庭の役割、地域の役割、周知の方法などこどもの権利に関する事項を包括的に規定しているとともに市の役割として子育て家庭への支援や、相談・救済に関することは具体的に規定されている。また施策の推進を促進するために行動計画を定め、その検証を行っている。その際にはこどもにやさしいまちづくり推進会議を設置し委員によって行動計画の策定や実施状況のチェックがなされている点は非常に参考になった。

◎視察成果による当局への提言または要望等

桐生市においてこどもの権利を守る条例は必要不可欠であるがその役割、理念の浸透、教育的側面、予防的側面、救済の手だて、市の役割の検証がしっかりとされることが望まれる。今後、教育民生委員会で素案作りをするにあたりその点を留意し策定していきたい。また市民参画を推進するうえで策定に当たり市民意見を拝聴する場をパブリックコメントのみではなく様々な形で行ってゆく必要がある。